

第3章 文京区バリアフリー基本構想の基本的な考え方

3.1 文京区バリアフリー基本構想の位置づけ

文京区バリアフリー基本構想は、区のまちづくりの方針を示す都市マスタープランを踏まえ、バリアフリーのまちづくりに関する総合的な区施策の方向性を示すとともに、法に基づき事業の進捗を図ることを目指すものです。また、関連する、区や都の施策と連携・整合を図るとともに、交通政策基本法、障害者差別解消法等の関連法の考え方を反映した構想として策定したものです。

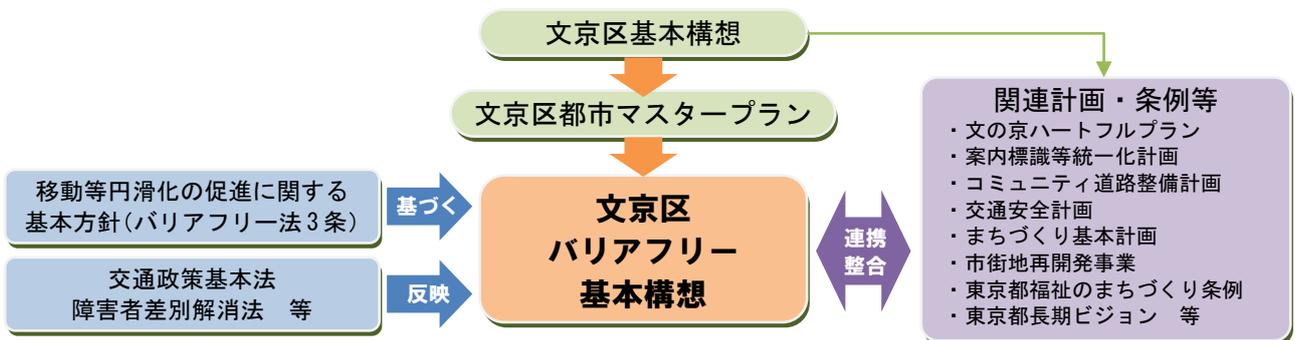


図 11 文京区バリアフリー基本構想の位置づけ

3.2 バリアフリーの目標

点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう

本区では、これまでも道路や公共施設など施設個別のバリアフリー化を推進してきましたが、文京区バリアフリー基本構想では、これまでの取組を統合・拡充し、一体的に推進するとともに、区民意見を十分に反映した施策とします。さらに、行政・区民・事業者等のそれぞれが人的支援や意識啓発などの心のバリアフリーに取り組み、ハード・ソフトが連携しながら区全体のバリアフリーを進めていきます。

3.3 目標年次

文京区バリアフリー基本構想の目標年次は、おおむね 10 年後の平成 37 年度に設定します。また、「文京区基本構想」並びにバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標年次である平成 32 年度には、中間評価を実施します。

3.4 文京区におけるバリアフリーの推進

本区では、バリアフリー基本構想の策定を契機として、区全域のバリアフリー推進に取り組んでいきます。以下に、文京区におけるバリアフリー基本構想の進め方を示します。

- ①平成 27 年度に「文京区バリアフリー基本構想」を策定
- ②平成 28 年度以降に「文京区バリアフリー基本構想に基づく地区別計画」を作成
- ③平成 29 年度以降に地区別計画に基づく特定事業等を実施

① 「文京区バリアフリー基本構想」の策定

文京区バリアフリー基本構想（本冊子）では、バリアフリー法に基づき、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路、移動等円滑化に関する事項などの基本的事項を定めています。

また、平成 37 年度を目標年次とした事業の具体化に向けた基本的な考え方として、地区別計画に関する基本方針（特定事業等の基本方針）を定め、平成 28 年度以降の地区別計画作成を見据えたバリアフリー基本構想策定後の進め方を示しています。

② 「文京区バリアフリー基本構想に基づく地区別計画」を作成

文京区バリアフリー基本構想では、特定事業等の実施に向けた基本的な事項及び進め方を定めます。平成 28 年度以降は、このバリアフリー基本構想に基づき、地区別の具体的な検討を行います。必要に応じて施設・経路の追加を行い、バリアフリー法に基づく特定事業計画をとりまとめます。検討段階においては、区民参加により具体的な課題抽出を行うとともに、関係事業者との調整を図ります。

③ 平成 29 年度以降に地区別計画に基づく特定事業等を実施

地区別計画に基づき、バリアフリー基本構想の目標年次である平成 37 年度に向けて各施設設置管理者が特定事業を実施します。事業実施段階においても区民参加が図られるように、各施設設置管理者へ働きかけていきます。

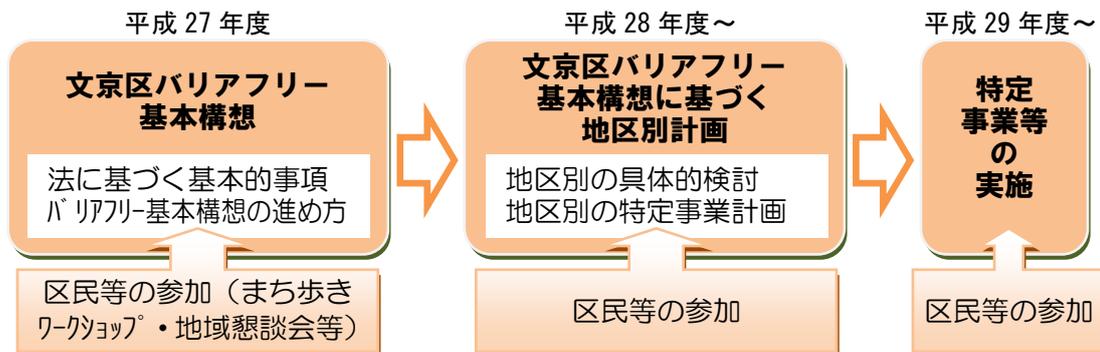


図 12 文京区バリアフリー基本構想の進め方

3.5 検討組織及び策定の経過

文京区バリアフリー基本構想の策定にあたっては、学識経験者・障害者・高齢者・その他区民・施設管理者・事業者・関係行政機関等で組織する「文京区バリアフリー基本構想策定協議会」を中心として、区内関係者で組織する「区内検討部会」及び「区内検討委員会」と連携した検討を行いました。

また、区民参加の機会として、具体的なバリアフリー課題の検証や配慮事項の整理を行った「まち歩きワークショップ」や「地域懇談会」における区民意見を十分に反映するとともに、「事業者説明会」で生活関連施設に設定される建築物等の管理者への周知・理解を呼びかけることにより、より質の高い実効性のあるバリアフリー基本構想の策定に努めました。

さらに、区民参加による検討内容を広く公開するとともに、心のバリアフリーの周知・啓発を図ることを目的として、文京総合福祉センター祭りに参加し、「心のバリアフリーワークショップ」を実施しました。

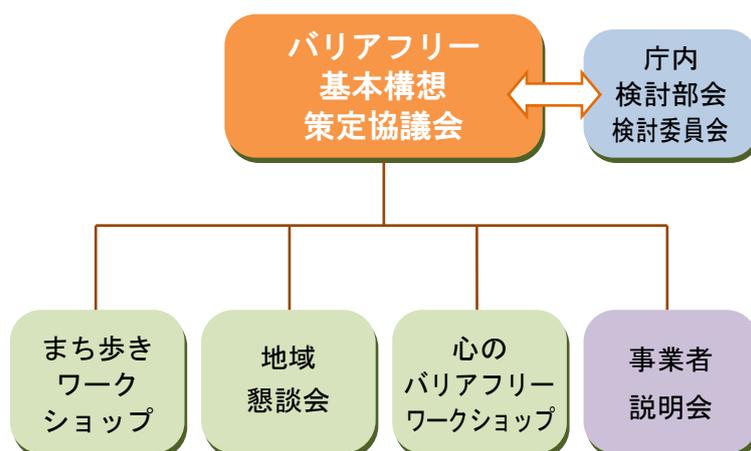


図 13 検討組織の関係図

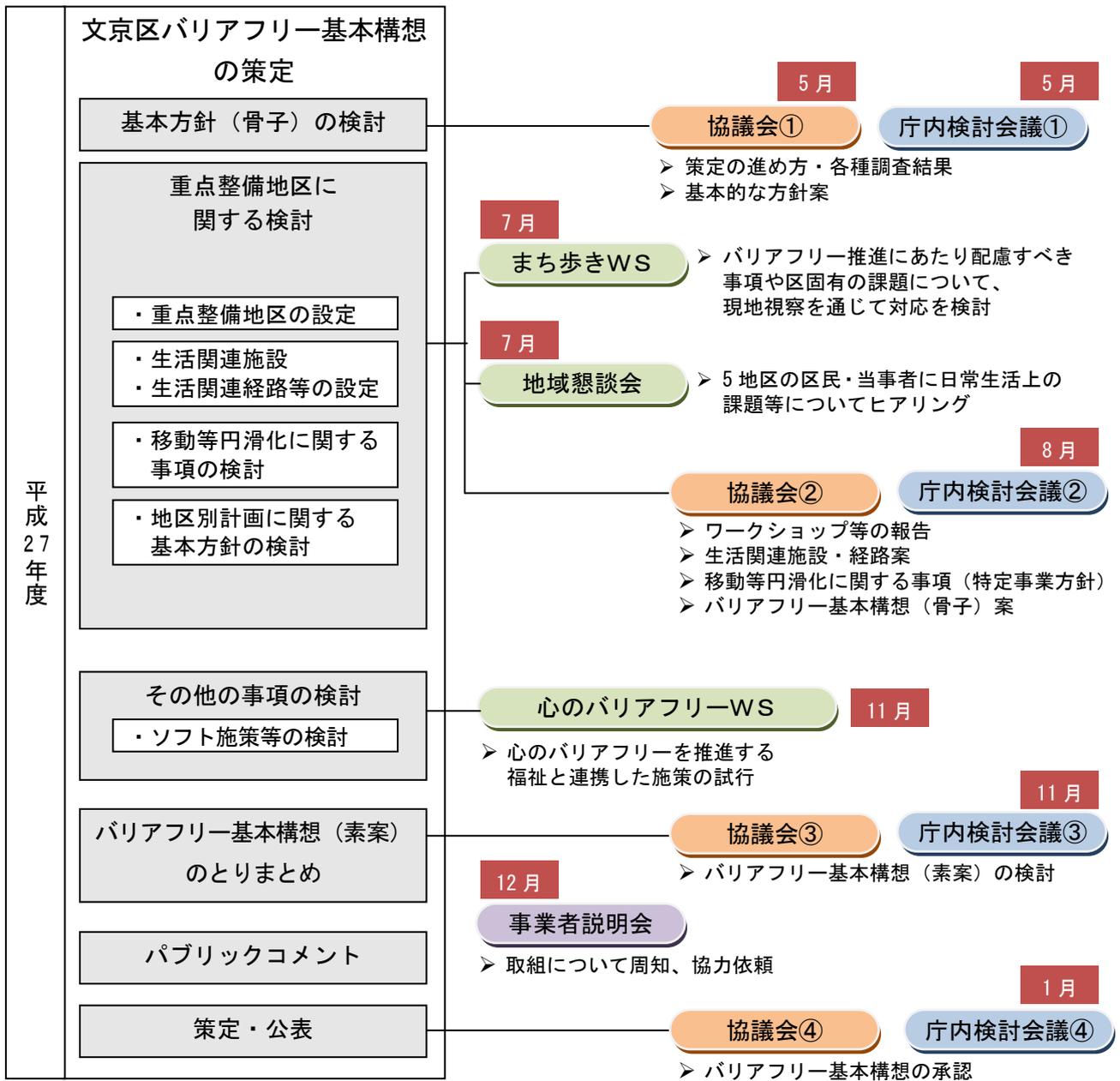


図 14 策定の経過